　　　　　　　　　　　　　通学路防犯カメラ管理運用規定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| が設置する防犯カメラの設置及び利用基準  （目的）  第１条　この利用基準は、　　　　　　　　　　　　　が本地域に設置する防犯カメラについて、犯罪の防止を図ることと、市民の容ぼうや行動をみだりに撮影されないなどプライバシーの保護との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。  （防犯カメラの設置の目的）  第２条　本利用基準で定める防犯カメラは、本地域における犯罪の防止のため設置する。  （防犯カメラの設置の概要）  第３条　防犯カメラは、別図の場所に１台設置する。  ２　モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。   |  |  | | --- | --- | | 所在地 |  | | 建物等名称 |  |       （防犯カメラの設置の概要）  　第４条　防犯カメラの設置及び利用にあたっては、設置目的を達成するために設置箇所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。  　　２　防犯カメラの設置者（以下「設置者という。」）は、設置区域の入口やその区域内の  　　　見やすい場所に、次の事項を表示する。  　　（１）「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨  　　（２）管理責任者および連絡先  （防犯カメラの管理責任者等の指定）  　第５条　設置者は、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。  　　２　管理責任者は、　　　　　　　　　　　とする。  　　３　管理責任者は、機器の操作や画像の聴視等を行う取扱担当者を指定する。  　　４　取扱担当者は、　　　　　　　　　　　とする。  　　５　画像を閲覧できる者は、管理責任者及び取扱者ほか、　　　　　　　　　　とする。  （画像の保存及び取扱い）  　　第６条　設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等という。」）は、画像の漏えい、  　　　滅失、き損、流出、改ざん等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。  　（１）画像は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。  　　（２）画像の記録された媒体は、保護された場所で厳重に管理し、第７条に定める場合  　　　を除き、外部へ持ちだしてはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可  　　　能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。  　　（３）画像の保存期間は、２週間とする。  　　（４）保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。  　　（５）画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処  　　　理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。  （画像の利用及び提供の制限）  　　第７条　設置者等は、画像を第２条に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。  　　（１）法令に基づく場合  　　（２）捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の  提出を求める時は、文書（捜査関係事項照会書等）によるものとする。）  （３）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場  　　　　合  （４）画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合  （５）設置者等が管理上、特に必要であると認める場合  （苦情等の処理）  第８条　苦情や問合せには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。  （その他）  第９条　設置者等は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。  ２　この基準に記載されていない事項については、「富士市通学路防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。  　附則  　　　この基準は、令和　年　月　日から施行する。 |